

本院は、厚生労働大臣の定める施設基準等について以下の届出を行っております。

1. 入院患者さま 10 人に対して 1 人以上の看護職員（うち看護師が 7 割以上）を配置しております。
なお、患者さま負担による付き添い看護は行っておりません。

- （1）一般病棟入院基本料 （急性期一般入院料 5）
- （2）ハイケアユニット入院医療管理料 1

2. 医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士が管理する食事を適時・適温で提供しております。

- （1）入院時食事療養/生活療養（Ⅰ）

3. その他の届出事項

【基本診療料関係】

- （1）医療安全対策加算 1
- （2）感染対策向上加算 1
- （3）医師事務作業補助体制加算 1 [区分：20 対 1]
- （4）診療録管理体制加算 2
- （5）急性期看護補助体制加算 [区分：25 対 1]（看護補助者 5 割以上）
- （6）データ提出加算
- （7）認知症ケア加算 3
- （8）せん妄ハイリスク患者ケア加算
- （9）救急医療管理加算
- （10）看護職員処遇改善評価料
- （11）排尿自立支援加算
- （12）入退院支援加算 2

【特掲診療料関係】

- （1）薬剤管理指導料
- （2）検体検査管理加算（Ⅱ）
- （3）脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）・初期加算
- （4）運動器リハビリテーション料（Ⅰ）・初期加算
- （5）呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- （6）輸血管理料 Ⅱ
- （7）CT 撮影及び MRI 撮影
- （8）麻酔管理料（Ⅰ）
- （9）肝炎インターフェロン治療計画料
- （10）画像診断管理加算 2
- （11）医科点数表第 2 章第 10 部の通則 5 及び 6 に掲げる手術
胃瘻造設術（内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）
- （12）糖尿病合併症管理料
- （13）外来化学療法加算 2
- （14）外来腫化学療法診療料 2
- （15）無菌製剤処理料
- （16）輸血適正使用加算
- （17）冠動脈 CT 撮影加算
- （18）保険医療機関間の連携による病理診断
- （19）人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- （20）がん性疼痛緩和指導管理料
- （21）夜間休日救急搬送医学管理料の注 3 に掲げる救急搬送看護体制加算
- （22）神経学的検査
- （23）二次性骨折予防継続管理料 1
- （24）二次性骨折予防継続管理料 3
- （25）外来排尿自立指導料
- （26）外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- （27）入院ベースアップ評価料
- （28）酸素の購入単価